

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目1番24号

株式会社アルデプロ

会長兼代表取締役社長 秋元 竜 弥

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、下記のとおり当社第19回定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年10月29日(日曜日) 正午
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 4階 菊の間
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第19期(平成17年8月1日から平成18年7月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期(平成17年8月1日から平成18年7月31日まで)計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役2名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 役員賞与の支給の件
4. その他招集にあたっての決定事項
代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.ardepro.co.jp>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成17年8月1日から
平成18年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費マインドが概ね順調に推移するなか、所得の緩やかな増加を背景として個人消費は堅調に増加し、設備投資も企業収益の改善や需要の増加などを受けて増加してまいりました。また、雇用情勢は改善に広がりが見られるなど、景気の緩やかな回復傾向が続いております。しかしながら、原油価格の上昇や日本銀行のゼロ金利政策の解除に伴う金利上昇不安など、今後とも国内景気の先行きには注意を要する状況にあります。

当社グループが属する不動産業界におきましては、都心を中心とする超高層マンションブームや不動産ファンドの投資競争の激化等により、3大都市圏の公示地価はほぼすべての地点で上昇または横ばいとなり、資産デフレから脱却したとの見方もあります。一方、日本銀行のゼロ金利政策の解除など金利上昇懸念の影響などからJ-REIT（上場不動産投資信託）や私募不動産投資ファンドなどの需要に変化の兆しが現れつつあります。

こうした環境下、当連結会計年度において、当社グループの中核企業である株式会社アルデプロでは個人向け中古マンションの販売に加え、投資用不動産の販売に注力してまいりました。地域別でもこれまでの首都圏に加え、全国9支店の売上が好調に推移しました。

また、子会社のジャパンリアルティスーパービジョン株式会社においてもビル管理、マンション管理、リフォーム工事等概ね順調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の販売戸数は2,415戸、販売建物数は211棟を数え、売上高は430億1百万円（前期比216.6%増）、経常利益は66億98百万円（同251.5%増）、当期純利益は37億39百万円（同246.8%増）となりました。

当連結会計年度における各事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

中古マンション再活事業

当社グループの主たる事業であります中古マンション再活事業におきましては、主に一次取得者（注1）への低価格での販売を実現するための実住物件の戸別販売に加えて、事業法人等への販売も引き続き好調に推移し、売上高262億79百万円（前期比174.8%増）、営業利益41億95百万円（同215.3%増）を計上することができました。

不動産販売事業

当連結会計年度においても引き続き商業ビル等の販売は好調に推移しました。当事業の売上高は143億64百万円（同307.1%増）、営業利益30億99百万円（同305.8%増）を計上いたしました。

その他事業

その他事業は、中古マンション再活事業および不動産販売事業に付随するビルメンテナンス、マンション管理、賃貸管理等のプロパティマネジメント事業等であります。これら事業は概ね好調に推移し、売上高26億72百万円（同441.3%増）、営業利益4億57百万円（同51.6%増）を計上することができました。

（注1）初めて住宅を購入する人。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は97百万円であります。これは、本社移転や営業所開設に伴う内装工事や情報システム強化のためのサーバーの増設などによる有形固定資産の取得90百万円、および情報システム構築のためのソフトウェアの購入7百万円などであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、平成17年11月29日に株式会社近畿大阪銀行保証付の株式会社アルデプロ第2回無担保社債4億50百万円を発行し、さらに平成18年5月22日払込みの第三者割当増資により34億99百万円を調達いたしました。これらの資金は、主に販売用不動産購入に充たいたしました。

(4) 対処すべき課題

ブランド力の向上

当社グループが手がけております中古マンション再活事業は、お客様の生活の基盤となる「住宅」を提供する事業であるため、お客様からの「信用」を得ることが重要であります。「信用」を得るためには、良質な商品を提供するだけでなく、提供する商品のブランド力の向上が必要不可欠であると考えております。このブランド力を首都圏から、全国へ展開することにより「中古マンション再活」＝「アルデプログループ」と幅広い層に認知していただくために、自社ブランドである「セントエルモ」の浸透を目指してまいります。

内部管理体制の強化

当社グループは現在、「中古マンション再活事業」および「不動産販売事業」を全国的に展開するため、全国主要都市の9支店を拠点に、県庁所在地・中核都市に順次営業所を開設し営業活動を行っております。これら営業所の営業活動およびその準備のために、本社から人員を派遣するとともに当該都市で新たに従業員を採用しております。また、子会社におきましても当社同様に従業員への教育、殊にコンプライアンス、内部管理体制構築の徹底を図っております。

このような支店・営業所展開の速さおよび連結対象子会社の状況を踏まえて内部管理・内部牽制の体制作りに邁進しておりますが、経営理念の浸透および能力向上を期した人材育成、コーポレート・ガバナンスの全社的な構築が重要であるため、これらの整備を図ってまいります。

付随事業の深厚・深化

当社グループは、当社の前身であります建物管理（ハード面）事業および賃貸管理（ソフト面）事業のノウハウを活かして「中古マンション再活事業」を展開してまいりました。今後は、子会社の株式会社アルデプロプロパティマネジメントによるプロパティマネジメント業務を強化し、ビルメンテナンス業、賃貸管理業等、不動産の幅広いサービスを提供してまいります。

これにより、景気動向、金利動向に左右されない企業体質の構築を目指してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 16 期 (平成14年8月1日から 平成15年7月31日まで)	第 17 期 (平成15年8月1日から 平成16年7月31日まで)	第 18 期 (平成16年8月1日から 平成17年7月31日まで)	第19期(当連結会計年度) (平成17年8月1日から 平成18年7月31日まで)
売 上 高 (千円)			13,583,791	43,001,471
経 常 利 益 (千円)			1,905,474	6,698,183
当 期 純 利 益 (千円)			1,078,203	3,739,261
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)			1,763円17銭	5,572円12銭
総 資 産 (千円)			10,187,601	33,130,822
純 資 産 (千円)			4,035,929	10,835,351

(注) 第18期（平成17年7月期）連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	千円	%	
株式会社アルデプロ プロパティマネジメント	100,000	100.0	賃貸管理業務、建物管理業務、サブリース業務、リフォーム業務、リーシング業務
ジャパンリアルティ スーパービジョン株式会社	204,640	96.2	ビルメンテナンス業務、マンション管理業務、機械警備業務
株式会社尾高電工	100,000	100.0	電気通信工事業

(7) 主要な事業内容

中古マンション再活事業、不動産販売事業

(8) 主要な営業所

当社

名称	所在地
本社	東京都新宿区新宿三丁目
札幌支店	北海道札幌市北区
仙台支店	宮城県仙台市青葉区
大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区
千葉支店	千葉県船橋市
横浜支店	神奈川県横浜市西区
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
大阪支店	大阪府大阪市中央区
広島支店	広島県広島市中区
福岡支店	福岡県福岡市中央区

(9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
253名	77名増

当社従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	113名	43名増	34.7歳	1.4年
女 性	32名	6名増	28.4歳	1.5年
計または平均	145名	49名増	31.5歳	1.5年

(注) 従業員が前期と比較して49名増加しておりますが、これは業務拡大に伴うものであります。

(10) 他の会社の合併、事業譲渡等に関する事項

平成17年11月1日付でジャパンリアルティスーパービジョン株式会社はプラネットサポート株式会社を吸収合併しております。また、平成18年3月20日に100%子会社の株式会社アルデプロプロパティマネジメントを設立いたしました。さらに、平成18年3月15日に株式会社尾高電工の全株式を取得し、当社の100%子会社といたしました。なお、平成17年10月18日に100%子会社の株式会社アルデプロアセットマネジメントを設立しましたが、平成18年7月31日付で同社の株式1,701株（発行済株式数に対する割合85.05%）をプラチナ・アドバイザーズ株式会社に譲渡したことにより、同社は当社の連結子会社ではなくなっております。

また、平成18年7月21日付で、ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社東京支社の事業を株式会社アルデプロプロパティマネジメントへ譲渡しております。さらに、平成18年7月31日に当社が保有していたジャパンリアルティスーパービジョン株式会社の全株式を株式会社アルデプロプロパティマネジメントへ譲渡しております。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
	千円
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	3,770,000
株 式 会 社 十 六 銀 行	2,234,190
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	1,795,000
株 式 会 社 山 口 銀 行	1,345,000
株 式 会 社 三 重 銀 行	1,085,000
株 式 会 社 関 東 つ く ば 銀 行	990,370
商 工 組 合 中 央 金 庫	874,000
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	718,420
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	680,000
株 式 会 社 八 千 代 銀 行	660,000
株 式 会 社 群 馬 銀 行	465,000
株 式 会 社 み な と 銀 行	395,000
株 式 会 社 福 岡 銀 行	290,000
さ わ や か 信 用 金 庫	285,000
株 式 会 社 佐 賀 共 栄 銀 行	230,000
株 式 会 社 広 島 銀 行	190,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	130,460
株 式 会 社 第 三 銀 行	100,000
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	81,000
株 式 会 社 岐 阜 銀 行	80,000
株 式 会 社 四 国 銀 行	70,000
株 式 会 社 千 葉 銀 行	65,000
岐 阜 信 用 金 庫	51,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	47,900
株 式 会 社 山 形 銀 行	32,000
株 式 会 社 福 島 銀 行	18,000

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 690,379株

(注) 当事業年度中の発行済株式の増加

新株予約権の行使により発行済株式の総数が5,920株増加しております。

平成18年5月22日払込みの第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数が21,339株増加しております。

(2) 株主数 22,237名

(3) 大株主（発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主）

株 主 名	持 株 数
秋 元 竜 弥	409,240株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が有する当社の新株予約権等の内容の概要および新株予約権等を有する者の人数

発行決議の日	平成15年5月16日 臨時株主総会決議 第1回新株予約権	平成15年7月28日 臨時株主総会決議 第3回新株予約権
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	800株	400株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権を有する取締役の人数	2名	1名
新株予約権を有する監査役の人数	0名	0名
行使価額	150円	150円
新株予約権の行使期間	平成17年5月17日から 平成25年5月15日まで	平成17年7月29日から 平成25年7月27日まで

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

発行決議の日

平成17年10月26日

保有者の区分および人数

当社の従業員 82名

子会社の取締役 0名

子会社の従業員 0名

発行した新株予約権の数

500個

新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 500株（新株予約権1個につき1株）

新株予約権の発行価額

無償

新株予約権の行使価額

1個当たり17,200円

新株予約権の行使期間

平成19年10月27日から平成27年10月26日まで

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成18年7月31日現在）

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表・重要な兼職の状況
会 長 兼 代表取締役社長	秋 元 竜 弥	
専 務 取 締 役	新 山 隆 史	㈱アルデプロプロパティマネジメント代表取締役
常 務 取 締 役	久 保 玲 士	経営管理本部長
常 務 取 締 役	遠 藤 正 博	
取 締 役	高 橋 康 夫	事業開発本部長
監 査 役（常勤）	石 川 和 司（注）2	石川和司司法書士事務所代表 司法書士
監 査 役	伊 禮 勇 吉（注）2	伊禮法律事務所 所長 弁護士
監 査 役	中 村 元 彦（注）2	中村公認会計士事務所 所長 公認会計士

(注) 1. 当期中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

取締役佐藤献一は平成17年10月26日開催の第18回定時株主総会終結のときをもって辞任しております。

取締役片浦達也は平成18年2月2日付で辞任いたしました。

2. 監査役石川和司、伊禮勇吉および中村元彦は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

	取締役		監査役		計		摘要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
	名	千円	名	千円	名	千円	
定款または株主総会決議に基づく報酬	7	73,300	3	4,800	10	78,100	(注)1
役員賞与	5	3,850			5	3,850	
合計		77,150		4,800		81,950	

- (注) 1. 株主総会決議による報酬等の限度額（会社法第361条第1項第1号、第387条第1項）は、取締役年額140,000千円、監査役30,000千円と定められております。
2. 期末現在の人員は取締役5名、監査役3名であります。取締役の支給人員と相違しているのは、期中に取締役の異動が発生しているためであります。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 アスカ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 7,750千円
 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 10,000千円

連結貸借対照表

(平成18年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	30,685,468	流動負債	21,807,795
現金預金	8,801,345	買掛金	228,259
売掛金	800,489	短期借入金	16,674,920
有価証券	50,326	一年以内返済予定の 長期借入金	4,440
販売用不動産	19,597,304	未払法人税等	2,797,811
仕掛品	149,267	賞与引当金	32,176
前渡金	534,308	役員賞与引当金	3,850
繰延税金資産	245,501	その他	2,066,338
その他	571,895	固定負債	487,675
貸倒引当金	64,969	社債	450,000
固定資産	2,445,354	長期借入金	2,980
有形固定資産	194,076	退職給付引当金	34,695
建物及び構築物	53,475	負債合計	22,295,471
機械装置及び運搬具	15,689	純資産の部	
工具器具備品	60,838	株主資本	10,829,771
土地	64,073	資本金	2,930,948
無形固定資産	995,562	資本剰余金	2,771,918
のれん	973,661	利益剰余金	5,126,905
その他	21,901	少数株主持分	5,579
投資その他の資産	1,255,714	純資産合計	10,835,351
投資有価証券	964,787	負債及び純資産合計	33,130,822
繰延税金資産	44,099		
その他	246,827		
資産合計	33,130,822		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成17年8月1日から
平成18年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		43,001,471
売上原価		33,648,697
売上総利益		9,352,773
販売費及び一般管理費		2,181,252
営業外収入		7,171,521
受取利息	1,976	
その他の費用	70,930	72,907
支払利息	305,437	
支払手数料	68,113	
消費税	76,069	
新株発行	22,647	
その他	73,978	546,245
経常利益		6,698,183
特別利益		
関係会社株式売却益	51,918	
移転利益	1,904	
貸倒引当金戻入益	6,216	
土地売却益	32,043	
前期損益修正益	6,058	98,141
特別損失		
固定資産除却損	9,184	
固定資産売却損	35	
本社移転費用	8,842	
前期損益修正損	6,403	
貸倒引当金繰入額	19,052	
貸倒損	1,968	
移転損	17,371	
のれん償却額	28,571	
販売用不動産構造等調査費用	19,719	111,148
税金等調整前当期純利益		6,685,175
法人税、住民税及び事業税		3,185,175
法人税等調整額		238,577
少数株主損		683
当期純利益		3,739,261

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成17年8月1日から
平成18年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
平成17年7月31日残高	1,178,930	1,019,900	1,837,099	4,035,929	46	4,035,976
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行	1,752,018	1,752,018		3,504,036		3,504,036
剰 余 金 の 配 当			451,741	451,741		451,741
役 員 賞 与 の 支 給			3,850	3,850		3,850
当 期 純 利 益			3,739,261	3,739,261		3,739,261
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					5,533	5,533
連結子会社減少による 剰 余 金 増 加 額			6,136	6,136		6,136
連結会計年度中の変動額合計	1,752,018	1,752,018	3,289,805	6,793,841	5,533	6,799,375
平成18年7月31日残高	2,930,948	2,771,918	5,126,905	10,829,771	5,579	10,835,351

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数... 3社

ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社

株式会社アルデプロプロパティマネジメント

株式会社尾高電工

すべての子会社を連結しております。

プラネットサポート株式会社については、平成17年11月1日付でジャパンリアルティスーパービジョン株式会社と合併しております。

平成18年3月20日に当社の100%出資により、株式会社アルデプロプロパティマネジメントを設立し、また平成18年3月15日に株式会社尾高電工の全株式を取得し当社の子会社といたしました。

なお、平成17年10月18日に当社の100%出資により、株式会社アルデプロアセットマネジメントを設立しましたが、平成18年7月31日に当社持株比率の85.05%を譲渡しております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
株式会社尾高電工	5月31日

連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの.....決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの.....移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産

販売用不動産、仕掛品...個別法による原価法によっております。

原材料及び貯蔵品.....最終仕入原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

無形固定資産

ソフトウェア.....自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれん.....5年以内で均等償却しております。

（追加情報）

当連結会計年度に計上したのれん（営業権）については、資産性がないと判断したため、全額特別損失として処理しております。

長期前払費用.....定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金.....従業員に対する賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金.....役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金.....従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、子会社の実態に基づきその効果の発現する期間（5年）において均等償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生連結会計年度に一時償却しております。

(会計処理の変更)

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

2. 役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が、3,850千円減少しております。

3. 連結貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、10,829,771千円であります。

会社計算規則の施行による連結貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。

- (1) 前連結会計年度における「資本の部」は、当連結会計年度から「純資産の部」となり、「純資産の部」は「株主資本」及び「少数株主持分」に分類して表示しております。
- (2) 前連結会計年度において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当連結会計年度においては「株主資本」の内訳科目として表示していません。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

会社計算規則の施行により、当連結会計年度より無形固定資産に区分掲記されていた「連結調整勘定」は、「のれん」と表示されております。

(追加情報)

偶発債務

当社は、平成18年7月3日付で東西アセット・マネジメント株式会社より、不動産物件の紹介に係る違約金等として178,634千円の支払の催告を受けております。

当社では、この支払の根拠について事実関係を確認しておりますが、現時点では、当社に支払義務はないものと判断しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	84,352千円
2. 担保資産	
担保に供している資産	
販売用不動産	17,130,921千円
建物	5,265千円
土地	1,506千円
現金及び預金	150,000千円
合計	17,287,694千円
上記に対応する債務	
短期借入金	16,357,120千円
3. 当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しており、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越契約の総額	3,200,000千円
借入実行残高	2,234,190千円
差引額	965,810千円
4. 受取手形の裏書譲渡高は10,400千円であります。	

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
 普通株式 690,379株
- 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成17年10月26日 定時株主総会	普通株式	285,141	430	平成17年7月31日	平成17年10月27日
平成18年3月1日 取締役会	普通株式	166,600	250	平成18年1月31日	平成18年4月3日

- 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年10月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	932,011	1,350	平成18年7月31日	平成18年10月31日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

平成15年5月16日開催の臨時株主総会の決議による第1回ストックオプション	11,600株
平成15年5月16日開催の臨時株主総会の決議による第2回ストックオプション	4,800株
平成15年7月28日開催の臨時株主総会の決議による第3回ストックオプション	1,600株
平成16年6月23日開催の臨時株主総会の決議による第4回ストックオプション	2,250株

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	15,694円78銭
2. 1株当たり当期純利益	5,572円12銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成18年6月1日開催の取締役会の決議に基づき、平成18年8月1日付で株式分割による新株の発行を行いました。

当該株式分割の内容は、下記のとおりであります。

(1) 分割の方法

平成18年7月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

普通株式とし、平成18年7月31日の最終の発行済株式総数（690,379株）に4を乗じた株式数（2,761,516株）といたしました。

独立監査人の監査報告書

平成18年9月22日

株式会社アルデプロ

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 大 丸 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 川 慎 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルデプロの平成17年8月1日から平成18年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状態をすべての重要な点において適正に表示していると認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成17年8月1日から平成18年7月31日までの第19期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が適正に機能しているかについては、会計監査人から会社計算規則第159条に基づく通知を受け、必要に応じて説明を求め検証した結果、指摘すべき事項はない旨を確認し、当該事業年度に係る連結計算書類について会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、これらに基づき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成18年9月25日

株式会社アルデプロ 監査役会

常勤監査役 石川 和 司 ㊞

監査役 伊禮 勇 吉 ㊞

監査役 中村 元 彦 ㊞

(注) 監査役石川和司、伊禮勇吉及び中村元彦の3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	30,079,701	流動負債	21,167,973
現金預金	8,150,194	買掛金	17,521
売掛金	570,985	短期借入金	16,674,920
販売用不動産	19,597,304	一年以内返済予定の 長期借入金	4,440
仕掛品	142,423	未払金	385,272
前渡金	534,308	未払費用	66,460
前払費用	126,892	未払法人税等	2,750,238
繰延税金資産	222,937	前受金	147,580
短期貸付金	530,000	預り金	731,747
その他	239,524	前受収益	12,008
貸倒引当金	34,870	賞与引当金	25,867
固定資産	2,421,575	役員賞与引当金	3,850
有形固定資産	160,036	その他	348,068
建物	41,667	固定負債	458,381
車両運搬具	622	社債	450,000
工具器具備品	53,672	長期借入金	2,980
土地	64,073	退職給付引当金	5,401
無形固定資産	8,378	負債合計	21,626,355
ソフトウェア	7,482	純資産の部	
電話加入権	896	株主資本	10,874,921
投資その他の資産	2,253,160	資本金	2,930,948
投資有価証券	959,350	資本剰余金	2,771,918
関係会社株式	1,100,000	資本準備金	2,771,918
出資金	380	利益剰余金	5,172,055
長期前払費用	11,315	利益準備金	75,000
差入保証金	166,149	その他利益剰余金	5,097,055
繰延税金資産	15,965	別途積立金	1,400,000
資産合計	32,501,276	繰越利益剰余金	3,697,055
		純資産合計	10,874,921
		負債及び純資産合計	32,501,276

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成17年8月1日から
平成18年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	41,385,823
売上原価	32,421,480
売上総利益	8,964,342
販売費及び一般管理費	1,688,398
営業利益	7,275,943
営業外収益	
受取利息	16,030
受取配当金	259
受取手数料	16,500
雑収入	50,692
営業外費用	
支払利息	298,484
社債利息	6,952
社債発行費	8,550
貸倒引当金繰入	15,900
支払手数料	68,113
新株発行費	21,810
消費税相殺損	75,481
その他	62,906
経常利益	6,801,226
特別利益	
関係会社株式売却益	17,010
特別損失	
固定資産除却損	9,136
事務所移転費用	7,889
のれん償却額	28,571
販売用不動産構造等調査費用	19,719
税引前当期純利益	6,752,919
法人税、住民税及び事業税	3,144,092
法人税等調整額	191,708
当期純利益	3,800,535

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成17年8月1日から
平成18年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成17年7月31日残高	1,178,930	1,019,900	1,019,900	75,000	675,000	1,077,111	1,827,111	4,025,941	4,025,941
事業年度中の変動額									
新株の発行	1,752,018	1,752,018	1,752,018					3,504,036	3,504,036
剰余金の配当						451,741	451,741	451,741	451,741
利益処分による役員賞与						3,850	3,850	3,850	3,850
別途積立金の積立					725,000	725,000			
当期純利益						3,800,535	3,800,535	3,800,535	3,800,535
事業年度中の変動額合計	1,752,018	1,752,018	1,752,018		725,000	2,619,944	3,344,944	6,848,980	6,848,980
平成18年7月31日残高	2,930,948	2,771,918	2,771,918	75,000	1,400,000	3,697,055	5,172,055	10,874,921	10,874,921

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式..... 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの..... 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

販売用不動産、仕掛品... 個別法による原価法によっております。

原材料..... 最終仕入原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産..... 定率法によっております。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア..... 自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

(追加情報)

当事業年度に計上したのれん（営業権）については、資産性がないと判断したため、全額特別損失として処理しております。

(3) 長期前払費用..... 定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金..... 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金..... 従業員に対する賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金..... 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金..... 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

新株発行費.....支出時に全額費用処理しております。

社債発行費.....支出時に全額費用処理しております。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計処理の変更)

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

2. 役員賞与に関する会計基準

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、3,850千円減少しております。

3. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来「資本の部」の合計に相当する金額は、10,874,921千円であります。

会社計算規則の施行による貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。

(1) 前事業年度における「資本の部」は、当事業年度から「純資産の部」となり、「純資産の部」は「株主資本」からなっております。

(2) 前事業年度において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当事業年度においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。

(追加情報)

偶発債務

当社は、平成18年7月3日付で東西アセット・マネジメント株式会社より、不動産物件の紹介に係る違約金等として178,634千円の支払の催告を受けております。

当社では、この支払の根拠について事実関係を確認しておりますが、現時点では、当社に支払義務はないものと判断しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	28,133千円
2. 担保資産	
担保に供している資産	
販売用不動産	17,130,921千円
建物	5,265千円
土地	1,506千円
現金及び預金	150,000千円
合計	17,287,694千円
上記に対応する債務	
短期借入金	16,357,120千円
3. 当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しており、当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越契約の総額	3,200,000千円
借入実行残高	2,234,190千円
差引額	965,810千円
4. 関係会社に対する金銭債権・債務	
金銭債権	530,000千円
金銭債務	23,428千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
売上高	千円
仕入高	263,808千円
営業取引以外の取引	14,054千円

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
貸倒引当金繰入限度超過額	13,577千円
賞与引当金	10,527千円
退職給付引当金	2,191千円
一括償却資産損金算入限度超過額	6,393千円
長期前払費用償却超過額	5,204千円
未払事業税否認	190,553千円
のれん償却否認	9,302千円
その他	1,152千円
繰延税金資産合計	238,903千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

工具器具備品をリースにより使用しておりますが、金額が少額のため記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員および個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	秋元竜弥			当社代表取締役社長	(被所有)直接59.2			当社借入に対する債務被保証(注)1	7,420		
役員およびその近親者	伊禮竜之助(注)2			弁護士				法律問題の処理・相談に係る手数料の支払(注)3	2,571		

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 当社は、借入に対して代表取締役秋元竜弥より債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、平成18年8月31日現在では、債務保証は7,050千円となっております。
2. 伊禮竜之助は、当社監査役である伊禮勇吉の実子であります。
3. 上記取引は、当社と関連を有しない他の事業者と同様の取引条件によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 15,752円10銭
2. 1株当たり当期純利益 5,663円43銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成18年6月1日開催の取締役会の決議に基づき、平成18年8月1日付で株式分割による新株の発行を行いました。

当該株式分割の内容は、下記のとおりであります。

(1) 分割の方法

平成18年7月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

普通株式とし、平成18年7月31日の最終の発行済株式総数(690,379株)に4を乗じた株式数(2,761,516株)といたしました。

独立監査人の監査報告書

平成18年9月22日

株式会社アルデプロ

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 田 中 大 丸 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮 川 慎 哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルデプロの平成17年8月1日から平成18年7月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成17年8月1日から平成18年7月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員的一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用状況について監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が適正に機能しているかについては、会計監査人から会社計算規則第159条に基づく通知を受け、必要に応じて説明を求め検証した結果、指摘すべき事項はない旨を確認し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、これらに基づき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年9月25日

株式会社アルデプロ 監査役会

常勤監査役 石川 和 司 ㊟

監査役 伊禮 勇 吉 ㊟

監査役 中村 元 彦 ㊟

(注) 監査役石川和司、伊禮勇吉及び中村元彦の3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元は、経営理念である「三つの豊かさの追求」の具現化の一つとして重要な経営課題であると認識しております。利益還元については、企業価値の長期的最大化に向けて、将来の事業拡大に必要な不可欠な在庫投資や、経営体質強化のための内部管理体制の充実への成長投資等を勧奨して決定しております。

当期の剰余金の処分のうち期末配当金につきましては、「三つの豊かさの追求」のうちの「経済的豊かさの追求」を株主の皆様と共有する一環として、1株につき1,350円とさせていただきますと存じます。

これらを含めた剰余金の処分といたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,600,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,600,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金1,350円 総額932,011,650円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成18年10月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社グループを取り巻く外部環境が大きく変わろうとするなかで、子会社を含めたグループ事業の現状に即して事業内容の明確化を図るとともに、連結業績のさらなる向上のため、今後の多様な事業展開に備え、現行定款第2条(目的)に新たに事業目的を追加するものであります。(変更案第2条)

(2) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設または変更を行うものであります。(変更案第4条、第7条および第10条第1項)

当社における株主総会の招集地を明確にするため、招集地の規定を追加するものであります。(変更案第12条)

株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります。(変更案第16条)

定款に定めを設けることにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載等すべき情報を会社法施行規則および会社計算規則の定めに従ってインターネットで開示することにより、株主様に提供したものとみなすことが可能となったことから、株主様への情報提供方法の多様化を図るため、規定の新設を行うものであります。(変更案第17条)

定款に定めを設けることにより、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面等により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べなかった場合に、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことから、迅速な意思決定を可能とするため、規定の新設を行うものであります。(変更案第21条第3項)

補欠監査役の予選の効力の期間を定める規定を新設するものであります。(変更案第27条)

取締役、監査役および会計監査人が、その職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるよう会社法に基づく取締役の責任免除および社外取締役の責任限定に関する規定ならびに監査役の責任免除および社外監査役の責任限定に関する規定ならびに会計監査人との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。なお、取締役の責任免除および社外取締役の責任限定に関する規定の新設につきましては、監査役全員一致の同意を得ております。(変更案第24条、第32条、第34条)

会社法に対応した用語および引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 条文記載省略</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ｝ 条文記載省略</p> <p>9.</p> <p>10. 管工事業</p> <p>11. 防犯機器販売業</p> <p>12. ｝ 条文記載省略</p> <p>15. <新設></p> <p>16. 上記各号に附帯する一切の事業 (本店所在地)</p> <p>第 3 条 条文記載省略</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 <現行どおり></p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ｝ <現行どおり></p> <p>9.</p> <p>10. 管工事の設計・施工及び請負</p> <p>11. <u>防災設備・防犯設備機器の製造・販売取付工事及び保守管理</u></p> <p>12. ｝ <現行どおり></p> <p>15.</p> <p>16. <u>電気設備の保守管理</u></p> <p>17. <u>通信機器の製造・販売・取付工事及び保守管理</u></p> <p>18. <u>土木・建築工事の設計・施工及び請負</u></p> <p>19. <u>水道・消防・清掃施設工事の設計・施工及び請負</u></p> <p>20. <u>電光掲示板等の各種機械器具設置工事の設計・施工及び請負</u></p> <p>21. <u>防災・防犯設備機器・通信機器・電光掲示板等の輸出入業務</u></p> <p>22. 上記各号に附帯する一切の事業 (本店所在地)</p> <p>第 3 条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> 但し電子公告によることができない事故 その他やむを得ない事由が生じたとき は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式及び端株</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する<u>株式の総数</u>は、 5,120,000株とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2 号の規定により、取締役会の決議をもつ て自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当社の発行する<u>株券の種類並びに株式 の名義書換、実質株主通知の受理、端株 の買取請求の取扱、その他株式及び端株 に関する手続並びに手数料は取締役会の 定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換 代理人を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3. <u>当社の株主名簿、実質株主名簿、端株 原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代 理人の事務取扱場所に備え置き、株式の 名義書換、実質株主通知の受理、質権の 登録、信託財産の表示、株券の交付、届 出の受理、端株の買取請求の取扱等株式 及び端株に関する事務は、名義書換代理 人に取扱わせ、当社においては、これ を取扱わない。</u> 	<p style="text-align: center;">(機関の設置)</p> <p>第4条 <u>当社は、取締役会、監査役、監査役会 及び会計監査人を置く。</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> ただし電子公告を行うことができない事 故その他やむを得ない事由が生じたとき は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 5,120,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行す る。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定 により、取締役会の決議によって自己の 株式を取得することができる。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株主(実質株主名 簿に記載又は記録された実質株主を含 む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載 事項の変更、<u>端株の買取請求の取扱、そ の他株式及び端株に関する手続並びに手 数料は取締役会の定める株式取扱規程に よる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって定める。</u> 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含 む。以下同じ。)、端株原簿及び株券喪失 登録簿の作成並びにこれらの備置きその 他株主名簿、株券喪失登録簿に関する事 務は株主名簿管理人に委託し、当社に おいてはこれを取扱わない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) <u>第9条</u> 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>2. 前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p><削除></p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集) <u>第10条</u> 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p><新設></p>	<p>(株主総会の招集) <u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</u></p>
<p><新設></p>	<p>(招集地) <u>第12条</u> 株主総会は、<u>東京都区内においてこれを招集する。</u></p>
<p>(招集者及び議長) <u>第11条</u> 株主総会は、<u>取締役会の決議により、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(定時株主総会の基準日) <u>第13条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年7月31日とする。</u></p>
	<p>(招集権者及び議長) <u>第14条</u> 株主総会は、<u>代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役社長に事故があるときは、取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の要件)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第343条の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 当会社に取締役8名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第16条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対しても提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 <現行どおり></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 <現行どおり></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第17条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(取締役会) 第18条 取締役会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>3. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選任することができる。</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第20条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <現行どおり></p> <p>(取締役会) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4. <現行どおり></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第21条 当会社に監査役 4 名以内を置く。 (選任) 第22条 監査役は株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(任期) 第23条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のとき</u>までとする。 2. 補欠のため選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第24条 <u>監査役はその互選により常勤監査役を若干名定める。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第24条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2. <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第25条 <現行どおり> (選任) 第26条 <現行どおり> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(補欠監査役の予選に係る決議の効力) 第27条 <u>補欠監査役の予選に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期) 第28条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <現行どおり></p> <p>(常勤の監査役) 第29条 <u>監査役会はその決議によって常勤の監査役若干名を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会) 第25条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第26条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。 <新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>(監査役会) 第30条 <現行どおり></p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第31条 <現行どおり></p> <p>(監査役の責任免除) 第32条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第33条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(会計監査人の責任免除) 第34条 <u>当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第27条 当会社の営業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとし、<u>毎営業年度末に決算を行う。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第28条 <u>利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第29条 <u>取締役会の決議により、毎年 1 月 31 日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(中間配当という)を行うことができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第30条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当会社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第36条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年 1 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第38条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>

第3号議案 取締役2名選任の件

当社経営体制の強化のため、新たに取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	職歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有当社株式数
1	加賀谷 政美 (昭和49年4月4日生)	平成9年7月 檜不動産株式会社入社 平成10年9月 株式会社フレッグインターナショナル入社 平成11年11月 興栄トラスト株式会社入社 平成14年3月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員業務本部業務部長就任 平成18年2月 当社執行役員ファイナンス本部部長就任 (現任)	2,500株
2	元 久 存 (昭和36年12月17日生)	昭和61年4月 山一証券株式会社入社 平成10年4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成11年4月 松井証券株式会社入社 平成16年6月 株式会社武富士代表取締役兼社長執行役員就任 平成17年6月 株式会社ハンズオンクリエイト代表取締役社長就任(現任) 平成18年3月 ソフトプレーン株式会社取締役就任(現任)	株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者元久 存氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役石川和司および中村元彦は、本総会の終結のときをもって任期満了となりま
すので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	職歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有当社 株式数
1	石川和司 (昭和47年10月13日生)	平成9年10月 小谷司法書士事務所入所 平成11年10月 司法書士試験合格 平成11年12月 司法書士登録 平成13年1月 石川和司司法書士事務所設立 平成16年10月 当社監査役就任(現任)	4,000株
2	柿本謙二 (昭和42年5月4日生)	平成元年10月 サンワ・等松青木監査法人(現監査法人ト ーマツ)入所 平成5年11月 公認会計士第三次試験合格 公認会計士登 録 平成9年3月 監査法人トーマツ退所 平成15年4月 株式会社アイピービー設立 代表取締役就 任(現任)	株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者石川和司氏および柿本謙二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

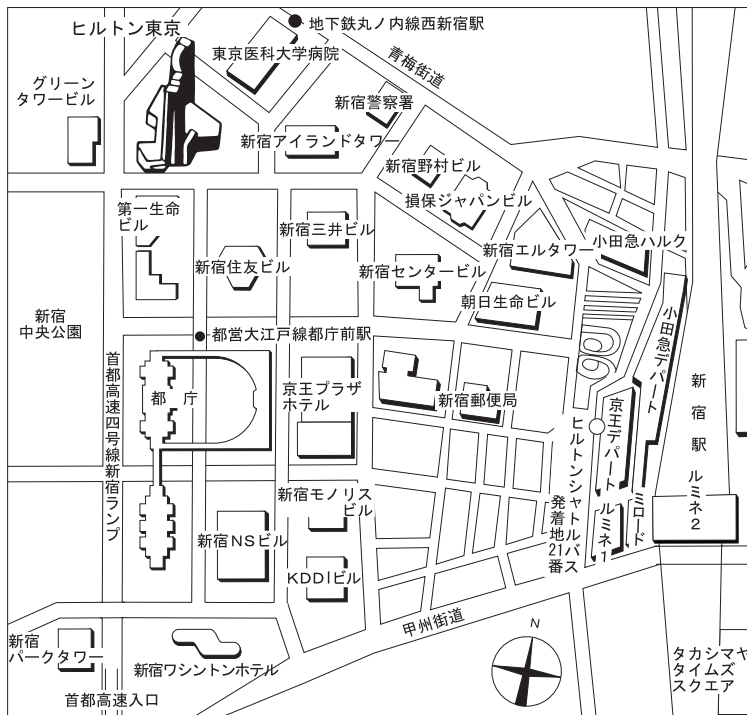
第5号議案 役員賞与の支給の件

当期末時点の取締役5名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額7,550,000
円を支給することとしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 4階 菊の間
電話：03-3344-5111



交通のご案内

- ・地下鉄丸ノ内線「西新宿駅」徒歩2分
- ・都営大江戸線「都庁前駅」徒歩3分
- ・JR線、私鉄、地下鉄線新宿駅（西口）徒歩10分
- ・ホテル専用のシャトルバス（無料）が新宿駅西口京王デパート前のバス停21番乗り場から、午前11：00、11：10、11：20、11：30、11：40に発車します。